

令和2年4月

指定給水装置工事事業者 各位

佐賀西部広域水道企業団

公道上における給水管分岐工事等の取り扱いについて

平素より、当企業団の水道事業運営につきましては、深いご理解とご協力を頂きまして、厚くお礼申し上げます。

さて、当企業団は4月1日より多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、旧西佐賀水道企業団（小城市牛津町、芦刈町、三日月町の一部、白石町福富地区）の水道事業を統合し、給水装置工事においても施工基準を設けて、基準の統一を進めています。

しかし、公道上の給水管の分岐及び一次側工事については、配水管の破損等を防ぐ観点から、以前より一部市町では地元管工事組合業者に施工を依頼する規則が存在しました。当企業団では、上記維持管理上の観点を尊重し、下記の営業所管内における分岐工事等は、従前通り地元管工事組合業者での施工のみ許可することとします。

管工事組合業者の施工のみ許可・・・武雄営業所・嬉野営業所・大町営業所・白石営業所
--

他事業体に分岐実績ある業者に許可・・・本庁営業課（旧西佐賀水道）・多久営業所・江北営業所
--

なお、上記措置は2年間に限った経過措置とし、その間に分岐工事等の基準の統一を図る予定です。また、2年後には分岐工事の施工にあたり、各種配管技能者の登録が必要になります。技能者登録についての詳細は、後日別途にお知らせします。

問い合わせ先 佐賀西部広域水道企業団

営業課 給水係

TEL 0952-68-2225